

基本手当日額の計算式及び金額(令和4年8月1日～)

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,657円以上5,030円未満	$y = 0.8w$
5,030円以上12,380円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5030) / (12380 - 5030)\}w$
12,380円超 15,190円以下	$y = 0.5w$
15,190円超	$y = 7,595$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,657円以上5,030円未満	$y = 0.8w$
5,030円以上12,380円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5030) / (12380 - 5030)\}w$
12,380円超 16,710円以下	$y = 0.5w$
16,710円超	$y = 8,355$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,657円以上5,030円未満	$y = 0.8w$
5,030円以上11,120円以下	$\begin{cases} y = 0.8w - 0.35\{(w - 5030) / (11120 - 5030)\}w \\ y = 0.05w + (11120 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
11,120円超 15,950円以下	$y = 0.45w$
15,950円超	$y = 7,177$

4. 基準日において30歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
2,657円以上5,030円未満	$y = 0.8w$
5,030円以上12,380円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5030) / (12380 - 5030)\}w$
12,380円超 13,670円以下	$y = 0.5w$
13,670円超	$y = 6,835$

(注)1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。

2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。